

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成 23 年 9 月 22 日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 茨城県那珂郡東海村村松4番地4-9		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 独立行政法人 日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之 電話 029-282-1122					
主たる業種	工学研究所	細分類番号	7   1   1   2				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に開始年度とし平成25年度末に、温室効果ガス排出量を年平均1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	関西光科学研究所エネルギー管理規則を基に、平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,333.7 トン	3,305.7 トン	3,255.9 トン	3,239.9 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,987.2 トン	3,305.7 トン	3,255.9 トン	3,239.9 トン	-18.1 パーセント	
目標の根拠	機器の適正な運転管理とし、熱源機器運転制御の省エネ運転及び居室等室内設定温度の適正化に努めて、平成25年度末に年平均1%以上の削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工学研究所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積が：2,159)	1.54	1.53	1.51	1.50	-1.73 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	機器の適正な運転管理とし、熱源機器運転制御の省エネ運転及び居室等室内設定温度の適正化に努めて、平成25年度末に年平均1%以上の削減を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	84.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント	90.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都府地球温暖化対策条例・第5節自動車交通に係る地球温暖化対策に基づき、ノーマイカーデーを平成23年度から平成25年度に実施を検討。					
	上記の措置を採用する理由	ノーマイカーデーを実施することで、エネルギー使用量を削減しCO2排出量の削減するため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	構内維持管理の一環として、敷地内の樹木について、害虫駆除薬剤散布やたい肥、剪定を定期的に行っている。また、研究所職員の意識の向上を目的として、顕著な業績を挙げた者に対する報奨として、また、研究所の記念すべき行事にあたって、記念植樹を行っている。このことにより、緑豊かなけいはんな学園都市の街づくりの維持に貢献させていきたい。一方、原子力機構のミッションとして、当研究所としては、産業界に活用できる量子ビームを利用した研究を基軸にグリーンイノベーションに関わる開発を展開しているものである。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。